

2.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

豊川における動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全、また、塩害の防止、流水の占用といった既得用水の取水の安定化等、流水の正常な機能の維持増進を図る必要がある。

しかし、現在、河川からの取水やダムへの貯留に対する制限として既得用水に設定している利水上の制限流量は、流水の正常な機能を維持するためには少なく、または設定されていない地点もあることから、主要な取水地点下流では河川流量の減少による塩害が発生したり、一部区間で水涸れ状態となっている。また、河川流量の減少に伴う水温の上昇によりアユの大量死という問題も発生しており、河川の流水が本来有する機能が維持されていない。

このため、上流部のダムによる流況の安定化が可能となった後に、利水上の制限流量を強化することとし、表2.3.1の制限流量に基づいて利水運用を行うことにより、渇水時における流水の正常な機能の維持を図るための河川流量を確保する。この制限流量は、牟呂松原頭首工（直下流）地点においては、流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、その他の主要な地点においては下表のとおりとする。なお、牟呂松原頭首工（直下流）地点において、制限流量に基づいた利水運用を行っても河川流量が著しく減少する場合は、上流部のダムからの補給により、河川流量の確保を図る。

表2.3.1 主要な地点における制限流量一覧表（単位： m^3/sec ）

地 点 名	流水の正常な機能を維持するため必要な流量	制 限 流 量 (豊川用水については上流部のダムによる流況の安定化が可能になった後に適用)
牟呂松原頭首工（直下流）地点	約 5	5
大野頭首工（直下流）地点	-	1.3
寒狭川頭首工（直下流）地点	-	3.3

また、豊川水系では水需給が逼迫しており、渇水による取水制限が頻発していることから、上流部のダムによる流況の安定化等により、既得用水が10年に1回程度発生する規模の渇水時においても安定して取水できるよう利水安全度の向上を図る。

さらに、地域の発展に寄与するため、水道用水と農業用水合わせて約 $1.1\text{m}^3/\text{sec}$ を新規に確保する。